徳島県告示第５２３号

漁業災害補償法（昭和39年法律第１５８号。以下「法」という。）第１０８条第５項において準用する法第１０５条の２第４項の規定により、次の加入区の特定第２号漁業者の同意が法第１０８条第２項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

法第１０４条第２号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁　　業　　の　　区　　分
鞆浦第二加入区	鞆浦漁業協同組合の地区	ぶり定置漁業及び釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満のもの）